

山形県歴史公文書の選定方針

第 1 趣旨

この方針は、山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和 2 年 3 月県規則第 21 号。以下「規則」という。）第 7 条で定める歴史公文書の基準の細目等を定めるものとする。

第 2 歴史公文書の定義

山形県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年 3 月県条例第 14 号）において、歴史公文書とは、公文書及び法人文書のうち、歴史資料として重要な文書として、規則第 7 条で定める基準に適合するものをいう。

規則第 7 条（歴史公文書の基準）

条例第 2 条第 5 項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当することとする。

- (1) 県の機関及び地方独立行政法人の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されていること。
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されていること。
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されていること。
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録されていること。

第 3 選定の基本的な考え方

- (1) 次に掲げる公文書は、その内容にかかわらず全て選定する。

- イ 昭和 27 年度以前に作成、取得した公文書
- ロ 県の機関の活動に係る歴史の編さんの資料となった公文書

- (2) 次に掲げる公文書は、選定する。選定にあたっては、別表「歴史公文書の基準細目」に基づいて選定することとする。

- イ 県の機関の設置、統合、廃止、改編の経緯並びに各組織の構造や権限及び機能の根拠に関する公文書
- ロ 政策に係る計画の検討過程、決定、実施及び実績に関する公文書
- ハ 次に掲げる施策・事業の検討過程、決定、実施及び実績に関する公文書
 - (イ) 多額の事業費を要した施策・事業
 - (ロ) 公共性の高い施策・事業
 - (ハ) 県行政や県民生活に大きな影響を与えた施策・事業
 - (ニ) 独自性、先進性又は話題性に富んだ施策・事業
- ニ 県の予算、決算及び財政状況に関する公文書
- ホ 県民の権利及び義務の法令上の根拠並びに個人及び法人の権利及び義務の得喪に関する基準や指針等の設定に関する公文書
- ヘ 個別の許認可等のうち公益等の観点から重要と認められるものに関する公文書
- ト 不服申立てや訴訟等に関するもののうち、県行政に大きな影響を与えた事件に関する公文書

- チ 県行政や県民生活に大きな影響を与えた社会環境、自然環境等に関する公文書
- リ 政策が県民に与えた影響や効果、社会状況を示す重要な調査に関する公文書
- ヌ 県内の自然環境等に関する観測結果等、その動態に関する公文書
- ル 県行政や県民生活に大きな影響を与えた災害、事件、事故等の重大な出来事に関する公文書
- ヲ 学術の成果やその顕彰等及び文化、芸術、技術等の功績等のうち重要なものに関する公文書
- ワ 県の文化財、伝統その他文化遺産に関する公文書
- カ 県行政の管理運営上重要な公文書
- コ その他県民生活の様子や社会状況等を反映している公文書

(3) 次に掲げる公文書は、原則として選定しない。

イ 定例的で軽易なもの

- 例・会計・経理に関するもの（支出伺、支出票、調定収入票、予算配当替書 等）
 - ・庁舎等の日常的な維持管理に関するもの（保守契約関係書類、清掃業務委託関係書類 等）
 - ・給与・手当に関するもの（給与簿、昇給発令書、手当認定簿 等）
 - ・庶務・服務に関するもの（共済関係書類、出勤簿、休暇申請書 等）
 - ・旅行命令及び旅費に関するもの（旅行命令簿、旅費請求書 等）
 - ・定例的な窓口業務に関するもの（諸証明発行書類、施設使用許可関係業務 等）

ロ 複数の課等に存在する同一内容のものであって、主務課等以外で作成・取得したもの（主務課等のものを選定対象とする。）

- 例・主務課等からの依頼・照会・調査に対する各課等の回答・報告に関するもの
 - ・他の課等が主催する会議等に関するもの（開催通知、会議資料 等）
 - ・各課等の予算・決算に関するもの（予算見積書、予算査定書 等）

第4 留意事項

重要な情報については、事業や事務処理の結果に係るものだけでなく、その経緯に関するもの（意思決定過程が分かるもの）についても選定する。

参考：経緯に関する公文書の例

- ・立案の契機となった事項に関する公文書（国通知、要望書、事案発生に関する公文書 等）
- ・立案に活用した調査等に関する公文書
- ・立案の検討に関する審議会、委員会等に関する公文書
- ・関係機関や団体等への協議、意見照会及びその結果に関する公文書
- ・パブリックコメントに関する公文書
- ・管理職以上への事前説明及びその結果に関する公文書

別表 歴史公文書の基準細目

※「昭和27年度以前に作成、取得した公文書」及び「県の機関の活動に係る歴史の編さんの資料となった公文書」は、その内容にかかわらず全て選定する。

基準細目		説明	対象となる公文書例
1 県の施策及び事業に関する公文書	(1) 県の主要な計画等の策定(改定)及びその重要な経緯、実施、実績、評価等に関するもの	※ 「主要な計画等」とは、計画、方針、構想、戦略、指針等の期間が5年以上のもの(当該計画等に付随する短期計画等を含む。)又は法令若しくは条例に基づき策定したものとする。 (例:総合発展計画(短期アクションプランを含む。)、環境基本計画、やまがた子育て応援プラン、保健医療計画、教育振興計画、企業局経営戦略、病院事業中期経営計画等) ※ 当該計画等の主務課のものを選定する。	- 計画内容の検討に関する公文書 - 審議会等に関する公文書 - 関係機関、団体等への協議に関する公文書 - パブリックコメントに関する公文書 - 計画決定に関する決裁文書 - 計画書(冊子、概要版、PR版) - 計画進捗状況、実績報告書、白書、評価書
	(2) 県の重要な施策、事業の決定及びその重要な経緯、実施、実績、評価等に関するもの	※ 「重要な施策、事業」の判断に当たっては、予算規模、県民生活への影響の程度、公共性、先進性、独自性、話題性等を総合的に勘案して判断する。 (例:重要なインフラ等整備事業、大規模誘致関係事業、少人数学級編成推進事業 等)	- 事業内容の企画・検討に関する公文書 - 関係機関、団体等への協議に関する公文書 - 事業決定に関する決裁文書 - 事業実施状況、実績報告書、評価書 - 普及啓発・PR用の冊子、ポスター、映像等
	(3) 国、他の地方公共団体、民間企業等との協定、協約、覚書、申合せ等の決定及びその重要な経緯に関するもの		- 協定内容の検討に関する公文書 - 協定締結決定に関する決裁文書 - 協定書、覚書 - 他の実施機関との申合せに関する公文書
2 例規等に関する公文書	(1) 条例、規則及び訓令(例規扱いとなる通達等を含む。)の制定又は改廃並びにそれらの重要な経緯に関するもの	※ 当該条例等の主務課のものを選定する。ただし、知事の署名がなされた条例の原本は、総務部学事文書課のものを選定する。	- 条例内容の検討に関する公文書 - 関係機関、団体等への協議に関する公文書 - 法令審査会資料 - パブリックコメントに関する公文書 - 条例案(議案)の決定に関する決裁文書 - 公布、条例周知に関する公文書
	(2) 条例、規則及び訓令の解釈及び運用の基準の制定又は改廃並びにそれらの重要な経緯に関するもの	※ 当該条例等の主務課のものを選定する。	- 逐条解説、ガイドライン - 運用マニュアル、運用の手引、運用通知
	(3) 法規的性質をもつ告示の制定又は改廃及びそれらの重要な経緯に関するもの	※ 当該告示の主務課のものを選定する。	- 告示内容の検討に関する公文書 - 告示制定の決定に関する決裁文書
	(4) 重要な要綱、要領等の制定又は改廃及びそれらの重要な経緯に関するもの	※ 「重要な要綱、要領等」とは、社会情勢を反映して制定されたもの又は県行政や県民生活に大きな影響を与えたものとする。 (例:療育手帳制度実施要綱、ドクターヘリ運航要領 等)	- 要綱内容の検討に関する公文書 - 要綱制定の決定に関する決裁文書
	(5) 県の通知等で重要なもの		
	(6) 国の行政機関からの通知等で例規となる特に重要なもの		
3 制度に関する公文書	重要な制度の新設又は改廃及びそれらの重要な経緯、運用、実績等に関するもの	※ 「重要な制度」とは、地方自治、情報公開、税財政、学校教育、警察、消防等の、県行政や県民生活に大きな影響を与えた制度とする。 (例:ふるさと納税制度、自治体消防制度 等)	- 国からの通知等に関する公文書 - 制度運用の検討に関する公文書 - 運用実績に関する公文書
4 行政組織及び人事に関する公文書	(1) 行政組織及び職員定数の決定又は改廃並びにその重要な経緯に関するもの	※ 原則として人事主管課のものを選定する。	- 組織新設の検討に関する公文書 - 組織新設の決定に関する決裁文書
	(2) 職員の任免、服務、分限、懲戒、給与、勤務時間その他の勤務条件の制度の新設又は改廃及びそれらの重要な経緯に関するもの	※ 原則として人事主管課のものを選定する。	- 制度内容の検討に関する公文書 - 制度の決定に関する決裁文書 - 制度実施要綱
	(3) 副知事、地方公営企業管理者、教育長及び行政委員会の委員の任命に関するもの		任命伺

基準細目		説明	対象となる公文書例
5 財政に関する公文書	(1) 予算に関するもので重要なもの	※ 原則として財政主管課のものを選定する。 ※ 歳入、歳出、継続費、繰越明細費及び債務負担行為の見積りに関するもの並びにその成立に至る過程が記録されたものは、選定する。	・ 予算編成方針の検討に関する公文書 ・ 予算編成方針の決定に関する決裁文書 ・ 予算(要求)の概要 ・ 予算見積書、予算査定書
	(2) 決算に関するもので重要なもの	※ 原則として決算主管課のものを選定する。 ※ 知事が監査委員に提出した計算書及び証拠書類、監査委員の審査を受けた結果に関するもの、決算の提出に至る過程が記録されたものは、選定する。 ※ 監査委員が作成又は取得した決算審査に関するものは、選定する。	・ 決算書、事項別明細書 ・ 決算審査に関する公文書 ・ 財務諸表
	(3) 起債に関するもので重要なもの	※ 原則として財政主管課のものを選定する。	・ 起債計画書、起債協議、起債同意、起債台帳
	(4) 県及び県内市町村の財政状況に関するもので重要なもの	※ 法令又は条例に基づき公表した財政状況その他重要なものを選定する。	・ 歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項の公表に関する公文書 ・ 健全化判断比率等の状況
6 補助金、助成金等に関する公文書	(1) 補助金、助成金、貸付金、出資等の主要な制度の新設又は改廃及びそれらの重要な経緯に関するもの	※ 「主要な制度」の判断に当たっては、事業規模、県民生活への影響、公共性、先進性、独自性、話題性等を総合的に勘案して判断する。 (例:旧優生保護法一時金支給関係 等)	・ 制度内容の検討に関する公文書 ・ 関係機関、団体等への意見照会に関する公文書 ・ 制度の決定に関する決裁文書 ・ 実施要綱、交付要綱
	(2) 補助金、助成金、貸付金、出資等(債権等の権利の放棄を含む。)に関するもので重要なもの	※ 県行政や県民生活に大きな影響を与えた案件を選定する。	・ 申請書、契約書、借用書、請求書 ・ 実施決定に関する決裁文書 ・ 貸付金償還金等台帳
7 公共事業に関する公文書	(1) 大規模又は重要な公共事業の決定並びにその重要な経緯、実施及び評価に関するもの	※ 「大規模又は重要な公共事業」とは、総事業費が10億円以上のもののほか、予算規模、県民生活への影響、公共性、先進性、独自性、話題性等を勘案して、重要と認められるものとする。 (例:学校、病院、公園、文化会館、図書館、県庁舎、ダム等の整備事業(大規模改修を含む。)、主要な道路改良事業、主要な河川改修事業、主要な砂防事業、主要な土地改良事業 等)	・ 事業内容の検討に関する公文書 ・ 公共事業評価委員会に関する公文書 ・ 事業実施の決定に関する決裁文書 ・ 事業計画書 ・ 環境影響評価に関する公文書、各種許認可書類 ・ 住民説明会等に関する公文書 ・ 設計図書、契約書 ・ 検査書、事業完了報告書 ・ 評価に関する公文書
	(2) その他公共事業に関するもので重要なもの		・ 設計図書 ・ 工事に関する命令書 ・ 検査書
8 監査及び検査に関する公文書	(1) 住民監査及び包括外部監査に関するもので重要なもの	※ 住民監査請求による監査及び包括外部監査の資料並びに結果に関するものを選定する。	・ 監査請求書 ・ 監査人に提出した資料 ・ 監査結果に関する公文書
	(2) 会計検査院が実施する会計検査に関するもので重要なもの	※ 国庫補助等に関する会計検査において、特に重大な指摘等があったものを選定する。	・ 会計検査結果に関する公文書 ・ 検査結果への対応に関する公文書
9 県議会に関する公文書	(1) 県議会への提出議案及び説明資料並びに議決結果に関するもの	※ 原則として、総務部財政課のものを選定する。	・ 議案書及び同説明資料 ・ 議決結果 ・ 予算内示会資料
	(2) その他県議会に関するもので特に重要なもの		

基準細目		説明	対象となる公文書例
10 行政委員会、審議会及び重要な会議に関する公文書	(1) 行政委員会の審議経過及びその結果に関するもの	※ 「主要な審議会等」とは、法令又は条例に基づき設置する県の附属機関で、県の重要な政策等の事項を審議するものとする。 (例：県総合政策審議会、県環境審議会、県農業・農村政策審議会 等) ※ 当該審議会等の主務課のものを選定する。	・ 委員会資料、議事録
	(2) 主要な審議会等の審議経過及びその結果並びに委員の任命に関するもの		・ 委員任命伺 ・ 審議会資料、議事録 ・ 諮問書、答申書
	(3) 主要な会議の審議経過及びその結果に関するもの	※ 「主要な会議」とは、主に実施機関の長が出席する全国知事会議等の重要な会議のほか、県の主要な施策等の決定に大きく関与した会議、社会的関心が高い議題に係る会議又は緊急的・突発的な議題に係る会議とする。 (例：北海道東北知事会議、県総合教育会議、麻しん患者発生対策連絡会議 等) ※ 当該会議の主務課のものを選定とする。	・ 会議資料 ・ 議事録、会議報告書
	(4) 主要な調査会、研究会等に関するもので重要なもの	※ 事件、事故等に係る外部有識者等による調査会は、選定する。	・ 調査報告書、研究報告書
11 選挙に関する公文書	(1) 知事選挙、県議会議員選挙及び海区漁業調整委員会委員選挙に関するもので重要なもの		・ 選挙執行に関する公文書 ・ 選挙結果に関する公文書
	(2) 県内で行われた国政選挙及び市町村の首長・議会議員の選挙に関するもので重要なもの		・ 選挙執行に関する公文書 ・ 選挙結果に関する公文書
	(3) 県議会の解散並びに議員及び知事の解職請求に関するもので重要なもの		
12 県広報に関する公文書	(1) 知事記者会見、記者発表等に関するもので重要なもの	※ 知事記者会見については、主務課のものを選定する。	・ 知事記者会見録 ・ 知事記者会見配布資料
	(2) 県広報に関するもので重要なもの	※ 原則として、成果物のみを選定する。	・ 県広報誌「県民のあゆみ」 ・ 各総合支庁ニュース(広報誌)
13 請願、陳情、要望等に関する公文書	(1) 県民や団体からの請願、陳情、要望等に関するもので重要なもの	※ 原則として、広聴事案として対応するもの(個人からの要望のほか、隣組や町内会など個人と同等の団体からの要望)は選定の対象外とする。ただし、当該要望が県の主要な事業、施策の決定に大きな影響を与えた場合は、選定する。	・ 請願書、陳情要望書 ・ 回答書、状況説明書
	(2) 他の地方自治体等からの要望、提案等に関するもので重要なもの		・ 重要事業要望書 ・ 回答書、状況説明書
	(3) 県から国等への要望、提案等の実施及びそれらの重要な経緯に関するもの		・ 要望内容の検討に関する公文書 ・ 要望決定に関する決裁文書 ・ 要望書、提案書 ・ 要望への回答に関する公文書
14 栄典及び表彰に関する公文書	(1) 叙位、叙勲及び褒章の内申、決定等に関するもので重要なもの	※ 内申の決定及びその重要な経緯その他重要なものを選定する。	・ 候補者の選考に関する公文書 ・ 推薦者の決定に関する決裁文書 ・ 受章者の決定に関する公文書
	(2) 主要な各省庁大臣表彰の内申、決定等に関するもので重要なもの	※ 「主要な各省庁大臣表彰」とは、表彰理由が、県民生活や県の経済活動等に顕著な功績又は効果をもたらしたと認められたものとする。 (例：防災功労者表彰、保健事業推進功労者表彰、民生委員・児童委員特別表彰、食品衛生事業功労者表彰 等) ※ 内申の決定及びその重要な経緯その他重要なものを選定する。	・ 候補者の選考に関する公文書 ・ 推薦者の決定に関する決裁文書 ・ 受賞者の決定に関する公文書
	(3) 名誉県民及び県民栄誉賞の授与及びその重要な経緯に関するもの		・ 候補者の選考に関する公文書 ・ 受賞者の決定に関する決裁文書
	(4) 知事表彰の授与に関するもので重要なもの		・ 受賞者の決定に関する決裁文書
	(5) 県の表彰制度の新設又は改廃及びその重要な経緯に関するもの	※ 知事感謝状に関するものは選定の対象外とする。	・ 表彰基準等の検討に関する公文書 ・ 表彰制度の決定に関する決裁文書 ・ 表彰制度実施要綱

基準細目		説明	対象となる公文書例
15 統計、調査及び試験研究に関する公文書	(1) 国の基幹統計等に係る県の調査に関するもので重要なもの	※ 国勢統計に係る統計調査については、調査結果のほか、調査過程のうち重要なものを選定する。ただし、個人情報等が記載された個別の調査票等は、選定の対象外とする。 ※ その他国の基幹統計に係る統計調査及び国から依頼のあった重要な調査については、調査結果を選定する。	・ 国勢調査調査区設定に関する公文書 ・ 国勢調査第2次(第3次)調査に関する公文書 ・ 国勢調査山形県結果報告書 ・ 県民経済計算報告書 ・ 調査結果報告書
	(2) 県が行った主要な調査又はアンケートに関するもので重要なもの	※ 「主要な調査又はアンケート」とは、県基幹統計調査として指定されているもの、世論・県民意識等に関するもの又は県行政や県民生活に大きな影響を与えたものとする。 (例: 社会的移動人口調査、県政アンケート調査、地震被害想定調査 等) ※ 県基幹統計調査は、調査結果を選定する。 ※ その他調査は、定例的に実施しているものを除き、調査等の実施の経緯、目的、調査方法及び調査結果に関するものを選定する。	・ 調査内容の検討に関する公文書 ・ 調査実施の決定に関する決裁文書 ・ 調査実施要領 ・ 調査結果報告書
	(3) 試験・研究の経過及び結果(成果)に関するもので重要なもの	※ 県の試験研究機関で実施した試験・研究を選定する。ただし、軽微なものは除く。	・ 試験研究結果報告書 ・ 研究成果等の活用に関する公文書
16 公有財産等に関する公文書	(1) 重要な県有財産の取得、管理及び処分並びにその重要な経緯に関するもの	※ 「重要な県有財産」とは、県が所有する公有財産のうち、下記①又は②に該当するものとする。 ① 当該財産の取得等が「議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例(昭和39年3月県条例第6号)」において、議会の議決案件となっているもの ② 県民生活への影響、公共性、先進性、独自性、話題性等を勘案して重要なものと認められるもの ※ 権利者等と行った交渉経過に関するものは、選定する。 ※ 定例的な行政財産の使用許可に係るもの等軽微なものは、選定の対象外とする。	・ 財産取得計画書、財産取得調書 ・ 取得費用の算定に関する公文書 ・ 財産取得の決定に関する決裁文書 ・ 県有財産評価委員会に関する公文書 ・ 権利者等との交渉記録 ・ 用地買収、土地の収用に関する公文書 ・ 土地工作物の収用使用に関する公文書
	(2) 県が管理する国有財産に関するもので重要なもの	※ 上記(1)に準じて選定する。	・ 国有財産管理受託に関する公文書 ・ 国有財産処分に関する公文書
	(3) 公有財産台帳	※ 上記(1)又は(2)に該当するか否かにかかわらず、公有財産に係る台帳は全て選定する。	・ 公有財産台帳
17 個人、法人等の権利義務の得喪に関する公文書	(1) 重要な行政処分(許可、認可、承認、認定、指定等)の審査基準、処分基準、行政指導指針、標準処理期間の設定及びその重要な経緯並びに台帳に関するもの	※ 「重要な行政処分」とは、下記①から③までのいずれかに該当するものとする。 ① 地域の環境、土地、住民生活に大きな影響を与える可能性のあるもの ② 法人等の設立又は廃止に関するもの ③ 永続的又は長期的権利の得喪・指定に関するもの (例: 開発許可、道路・河川占有許可、都市公園内行為許可、農地転用許可、一般廃棄物処理施設設置許可、火薬類の製造販売許可、病院等開設許可、社会福祉法人の定款認可、旅館業営業許可、指定管理者の指定、各種免許に係る処分 等)	・ 基準内容の検討に関する公文書 ・ 関係機関、団体等への協議に関する公文書 ・ 基準の決定に関する決裁文書 ・ 要綱、要領、許可の手引、マニュアル、運用指針 ・ 許認可等台帳
	(2) 重要な行政処分(許可、認可、承認、認定、指定等)の決定及びその重要な経緯に関するもの	※ 上記(1)の「重要な行政処分」に該当するもののうち、定型的、定例的、又は軽易な許認可等に係るものは、選定の対象外とする。	・ 許可申請書 ・ 申請内容の審査、処分の検討に関する公文書 ・ 処分決定に関する決裁文書
	(3) 行政代執行の実施及びその重要な経緯に関するもの		・ 戒告書、代執行令書 ・ 代執行の準備、実行に関する公文書 ・ 費用徴収に関する公文書
18 争訟等に関する公文書	(1) 訴訟に関するもの	※ 県が当事者となった訴訟に関するもののほか、県行政に影響を与えた民事訴訟に関するものは、選定する。	・ 訴状、答弁書、準備書面、判決書、和解調書 ・ 応訴(出訴)の方針決定に関する公文書
	(2) 不服申立てに関するもので重要なもの	※ 県行政に影響を与えた不服申立てに関するものを選定する。 ※ 後に訴訟に至ったものは、当該不服申立てに関するものも選定する。	・ 審査請求書 ・ 諮問書、審理員意見書、答申書、裁決書
	(3) 調停、あっせん、和解、仲裁その他紛争等の解決に関するもので重要なもの	※ 県行政に影響を与えた調停等に関するものを選定する。	・ 調停申請書、あっせん申請書 ・ 実施に関する公文書

基準細目		説明	対象となる公文書例
19 市町村の行政区画、地方制度等に関する公文書	(1) 県及び市町村の廃置分合、改称、境界変更等の決定及び報告並びにそれらの重要な経緯に関するもの		- 市町村合併に関する公文書 - 中核市移行に関する公文書
	(2) 国から県への権限移譲、県から市町村への権限移譲、広域化に伴う共同処理等の決定及び引継ぎ並びにそれらの重要な経緯に関するもの		- 権限移譲推進プログラム、実施状況 - 中核市移行に伴う権限移譲に関する公文書 - 一部事務組合、広域連合の設置に関する公文書
20 防災及び危機管理に関する公文書	(1) 警戒区域等の指定に関するもの	※ 津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域等の指定に関するものを選定する。	- 警戒区域の指定基準 - 指定の決定に関する決裁文書
	(2) 防災及び危機管理に関するもので重要なもの		- 防災会議に関する公文書 - 津波浸水想定コンピューターグラフィックス動画
21 式典、行事等及び災害、事件等に関する公文書	(1) 皇室及び要人の来県に関するもの		- 行幸啓、お成りに関する公文書 - 報告書、写真、映像記録
	(2) 県内で開催された主要な式典、行事、大会等に関するもので重要なもの	※ 「主要な行事、イベント、大会 等」とは、下記①又は②に該当するものとする。 ① 国際的又は全国的な行事等 ② 知事等特別職の参加の有無、参加者数、独自性、話題性等を勘案して、重要と認められる行事等 ※ 毎年定例的に開催する行事等については、原則として、イベントの新規実施、大幅な内容変更、廃止の経過等が分かるものを選定する。 (例：国民体育大会、国民文化祭、全国高校総体、技能五輪全国大会、全国植樹祭、「山の日」全国大会、IWC「SAKE部門」、さくらんぼ祭り、やまがた雪フェスティバル 等)	- 実行委員会資料、議事録 - 大会実施要綱 - 広報・PR用のポスター、チラシ等 - 報告書、写真、映像記録
	(3) 災害に関するもので重要なもの	※ 県災害対策本部その他の対策本部を設置したもの又は県民生活に大きな影響を与えた災害への対応に関するものは、選定する。	- 被害状況に関する公文書 - 災害対策本部員会議資料、議事録 - 救援等に関する公文書 - 災害年報
	(4) 重大な出来事、事件、事故等に関するもので重要なもの	※ 県内で発生したものだけでなく、県外で発生したものについても、県行政や県民生活に大きな影響を与えた場合は、選定する。 (例：鳥インフルエンザ関係、放射性廃棄物関係、公害関係、無登録農薬販売関係 等)	- 事件記録に関する公文書 - 事件への対応に関する公文書
22 県の歴史、伝統等の文化遺産に関する公文書	文化財、伝統その他文化遺産に関するもので重要なもの	※ 国指定文化財、国登録文化財、県指定文化財(有形、無形、民俗、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)の指定等及びその重要な経緯に関するものは、選定する。 ※ 埋蔵文化財に関するもので重要なものは、選定する。 ※ 日本遺産に関するもので重要なものは、選定する。	- 指定の検討に関する公文書 - 指定の決定に関する決裁文書 - 指定文化財の内容、写真等 - 日本遺産の認定に関する公文書
23 事務引継ぎに関する公文書	知事及び副知事の事務引継に関するもの	※ 地方自治法施行令第124条(同令第127条において準用する場合を含む。)に規定する知事及び副知事の事務の引継ぎに関するものを選定する。	事務引継書
24 その他の公文書	その他、歴史資料として重要な価値を有すると認められるもの		